

令和2年  
12月号

# 濱田会計事務所通信

令和2年12月1日発行 Vol.40

今年もいつの間にか年末になりました。  
年末調整が終わると直ぐに確定申告の時期となります。  
例年は確定申告時期になると各所で無料相談会場が開かれますが、来年は  
かなり縮小されるようです。  
確定申告が必要な人は、国税庁の確定申告書作成コーナーなどでもそれほど  
難しくなく確定申告書を作成することが出来ます。  
提出は郵送で済ますことも出来ますので、ご自身で申告書の作成にチャレ  
ンジされても良いのではと思います。



## 確定申告が必要な人

通常、給料をもらっている人（給与所得者）は年末調整により所得税の計算は完了するので、改めて  
ご自分で確定申告を行う必要はありません。

ただし、給与所得者であっても以下にあてはまる人は、確定申告を行う必要があります。

- 1 給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える人
- 2 1 か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20  
万円を超える人
- 3 2 か所以上から給与の支払を受けている人のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合におい  
て、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が 20  
万円を超える人

(注) 給与の収入金額の合計額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得  
控除の合計額を差し引いた金額が 150 万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得以外の所得金額  
との合計額が 20 万円以下の人は、申告の必要はありません。

- 4 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- 5 災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている人
- 6 源泉徴収義務のない者から給与等の支払を受けている人
- 7 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多  
くなる人

ただし、上記に当てはまる方でも計算の結果、所得税額が発生しない場合は確定申告を行う必要はあ  
りません。

なお上記の判定はあくまで所得税の確定申告を行う必要があるかどうかの判定です。所得税の確定申  
告を行う必要はなくても、住民税の確定申告を行う必要がある場合もありますので、ご注意下さい。

また、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算及び繰越控除の特例の適用  
を受けようとする方、医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除の適用を受けたい方  
などは上記に当てはまらない場合であっても確定申告を行う必要があります。



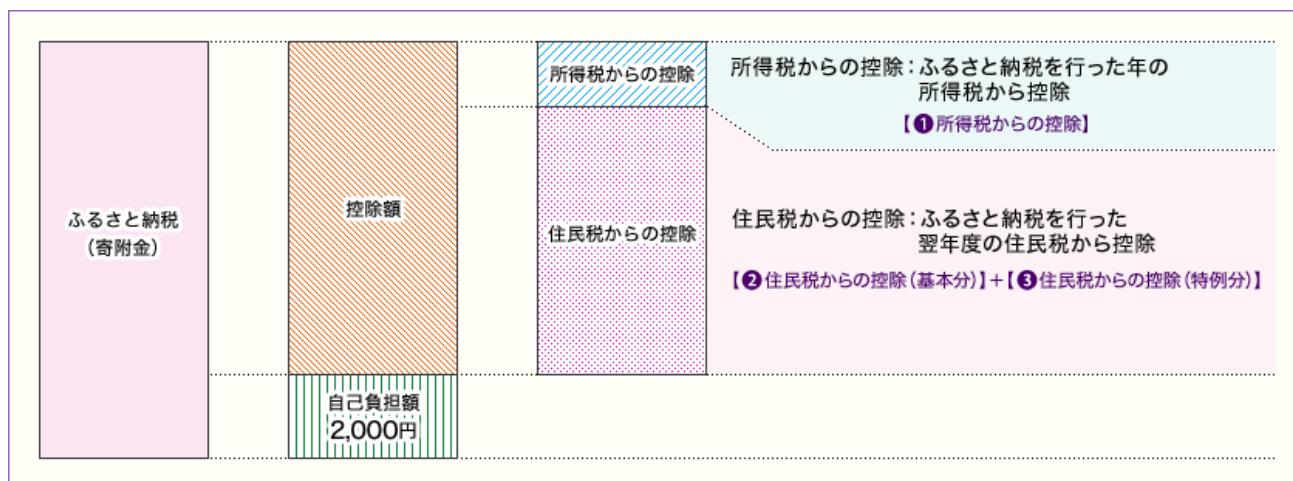
## ふるさと納税の仕組み

ふるさと納税は寄付をすると返礼品を受け取ることが出来、かつ、寄付をした人の税金が少なくなるので、お得な制度として浸透しています。

どれくらい税金が控除されるかは、寄付をした人の所得等により変わりますが、最大で寄付をした金額マイナス 2,000 円の税額の控除を受けることが出来ます。

例えば寄付をした金額が 10,000 円なら、10,000 円 - 2,000 円で 8,000 円、寄付をした金額が 100,000 円なら 100,000 円 - 2,000 円で 98,000 円、というような計算です。

下図のように、一部が所得税から控除され、残りが住民税から控除されます。（ワンストップ特例制度を利用する場合は、所得税の控除分も含めて住民税からのみ控除されます。）



上手に利用出来れば、自己負担額が 2,000 円のみで、各地の返礼品を受け取ることが出来ます。

例えば総務省のふるさと納税限度額の目安によると単身又は共働きで年収 600 万円の方は寄付金の上限目安は 77,000 円となっています。

自己負担額が 2000 円のみで済む寄付金の額がどれくらいかは「ふるさと納税 限度額」などで検索頂ければ、いろいろなサイトで計算出来ます。

気になる方は計算して、お得にふるさと納税を活用されてはいかがでしょうか。



## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

### 【年末年始休暇のご案内】

誠に勝手ながら下記の通り年末年始のお休みを頂きます。

**令和 2 年 12 月 29 日～令和 3 年 1 月 5 日**

1 月 6 日より平常業務いたします。

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

